議案第44号

公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立東郷湖羽合臨海 公園(引地地区を除る))について

次のとおり地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同法第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年12月6日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 公の施設の名称 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区を除く。)
- 2 指定管理者 財団法人鳥取県観光事業団・株式会社チュウブ共同企業体

代表者 西伯郡南部町鶴田110番地

財団法人鳥取県観光事業団

理事長 岡 森 裕

東伯郡琴浦町大字逢束1061番地6

株式会社チュウブ

代表取締役社長 大 田 英 二

- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
- 4 理 由 東郷湖羽合臨海公園(引地地区を除く。) の管理業務を効果的かつ 効率的に行うため、財団法人鳥取県観光事業団・株式会社チュウブ共

同企業体を指定管理者として指定しようとするものである。